

森林保全部会の審議概要

富山県森林審議会運営要綱 第2条第7項に基づき、森林保全部会の審議について下記のとおり報告します。

令和6年7月31日

富山県森林審議会 森林保全部会長

記

1 開催日

令和5年12月26日 13:30～16:30

2 審議結果等

林地開発行為の変更許可（森林審議会森林保全部会に諮問のあったもの）

(1) 産業廃棄物処分場(管理型)の増設

申請者	申請地	開発の目的	変更理由	変更前 面積(ha)	変更後 面積(ha)	開催及び 答申日	許可日
株式会社 アイザック ・オール	富山市 山本 重治ケ市	産業廃棄物 管理型 最終処分場の 設置	産業廃棄物 処分場 (管理型) の増設	29.5719 (41.4374) (55.7549)	47.5836 (59.8266) (75.9092)	令和5年 12月26日	令和6年 2月13日

審議結果：適当と認められる。

(2) 事業区域（土砂採掘）の拡大

申請者	申請地	開発の目的	変更理由	変更前 面積(ha)	変更後 面積(ha)	開催及び 答申日	許可日
株式会社 酒喜組	中新川郡 上市町黒川 字舟ノ谷	土砂の採掘・ 事業場の設置	事業区域 (土砂採掘) の拡大	2.9405 (4.7138) (4.9711)	5.0847 (7.7927) (8.0500)	令和5年 12月26日	令和6年 1月16日

審議結果：適当と認められる。

※面積欄 上段 : 実際に開発する森林面積
中段 (): 開発地に含まれる森林面積
下段 (): 開発地の面積

林地開発許可基準（富山県森林法施行規則）

（１）土砂災害を発生させるおそれがあるか

- ア 切土法面勾配は8分～1割、直高5～7m毎に幅1.5～2mの小段を設ける。
- イ 切土法面は、早期の緑化復元と初期の浸食防止のため、施工可能な箇所から種子吹付工を行い、植物の活着状況を確認しながら緑化を行う。
- ウ 工事中の土砂の掘削により流出が予想される土砂量を貯砂できる容量の沈砂池を兼ねた洪水調整池を設置し、事業区域外への流出を防止する。

⇒ 規則第4条（土砂災害防止）に規定する許可基準に適合

（２）水害を発生させるおそれがあるか

- ア 事業区域内の雨水の排水は、基準どおり10年確率の降雨量より求めた流量の1.2倍以上を流すことができる通水断面の水路等を設置する。
- イ 開発行為によって増加する流量については、30年確率の降雨量により求めた必要調節容量を調整できる洪水調整池を設置する。
- ウ 洪水調整池を先行設置することにより、水害を未然に防止する。

⇒ 規則第5条（水害防止）に規定する許可基準に適合

（３）水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるか

- ア 開発行為により一部裸地化するが、速やかに種子吹付工による緑化を図る。
- イ 開発行為により発生が想定される水質汚濁は、沈砂池にて汚濁防止を行う。

⇒ 規則第6条（水の確保）に規定する許可基準に適合

（４）環境を著しく悪化させるおそれがあるか

- ア 現況のまま、保全される森林（＝残置森林）が配置される。
- イ 切土法面は種子吹付工により緑化（＝造成緑地）、平坦部は植栽工により森林化（＝造成森林）を図る。
- ウ 残置森林は、「残置森林等の管理に関する誓約書」に基づき維持管理される。

⇒ 規則第7条（環境保全）に規定する許可基準に適合

(1) 現況（航空写真）



(2) 現況（航空写真）



【森林審議会の諮問基準の該当事項】

(1) 産業廃物処分場(管理型)の増設

- ・ 林地開発行為をしようとする森林の面積が変更前の森林面積の2割を超える。→ 4割超
- ・ 産業廃棄物最終処分場に係る林地開発行為

(2) 事業区域(土砂採掘)の拡大

- ・ 林地開発行為をしようとする森林の面積(林地開発の変更を行う場合にあっては、変更後の面積)が5ha以上のもの。
→ 7.7927ha